

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターにおける研究費の運営及び管理に関する 取扱規程

平成21年4月1日制定

(目的)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）に所属する役職員が、研究費（以下「研究費」という。）に関し、適正な運営・管理を行うため必要な取扱いを定めることを目的とする。

(責任体系)

第2条 研究費の運営・管理を適正に行うための責任と権限は次のとおりとし、これを内外に公表する。

- (1) 研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
- (2) 研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事をもって充てる。
- (3) 研究費の運営・管理について部局における実質的な責任と権限を持つ部局責任者を置き、部長及び所長をもって充てる。

(研究費に関する相談窓口)

第3条 センター内外からの相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 研究費の制度、申請等に関すること。 企画総務部企画室
- (2) 研究費の事務処理に関すること。
 - ア 外部機関との委託・受託事務に関すること。 企画総務部企画室
 - イ 各経費の予算に関すること。 企画総務部企画室
 - ウ 具体的な会計事務処理に関すること。 企画総務部総務室

(不正防止計画の策定・実施)

第4条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途策定することとする。

2 前項の不正防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 競争的資金等の適正な執行管理に関する事項
- (2) 監査体制に関する事項
- (3) 研究員等の意識向上に関する事項
- (4) 不正取引に関与した業者への処分に関する事項
- (5) その他不正防止に必要な事項

3 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるため、最高管理責任者の指揮の下に不正防止計画推進担当を置き、企画総務部長をもって充てる。

(研究費の不正行為に関する対応)

第5条 センター内外からの研究費の不正使用や不正経理等（以下「研究費の不正行為」という。）に関する通報や告発に関する受付窓口（以下「不正行為受付窓口」という。）を置く。

2 不正行為受付窓口は、「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成21年3月1日制定。以下「不正行為対応規程」という。）第10条第1項及び第2項に定める窓口とする。

(研究費の不正行為に関する調査)

第6条 研究費の不正行為に関して通報等があった場合、最高管理責任者は、不正行為対応規程に定める調査委員会を開催する。

2 通報等の取扱いについては、不正行為対応規程に準じて処理することとする。

3 不正行為に対する職員に対する処分等及び処分等に係る公表については、不正行為対応規程に準じて処理することとする。

(内部監査体制)

第7条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター会計規程第52条の規定に基づき内部監査を命令された職員(以下「検査職員」という。)は、研究費の適正な運営・管理のため、不正防止計画推進担当と連携して内部監査を実施する。

2 検査職員は必要に応じて、監事と協力し、効果的・効率的かつ多角的な監査を実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。